

## はじめに

2014年12月に南米ペルーで開催された国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP20)において、すべての国が共通ルールに基づいて温暖化ガスの削減目標を作る方針で一致し、各国は2015年末にパリで開催予定のCOP21までに2020年以降の新たな枠組みづくりの最終合意を目指すことになりました。1992年の気候変動枠組み条約では、これまで温室効果ガスを多く排出して先に発展した先進国の方が、より多くの責任を負うべきであるとの原則「共通だが差異ある責任」があり、2008年からの京都議定書では、削減の義務を持つ先進国、削減の義務を負うことなく支援を受ける発展途上国の間には大きな差異がありました。しかし、中国とインドは2010年における世界の国別二酸化炭素排出割合の第1位と第3位であり、中国の排出量は世界の1/4を占めて約80億トンに達しており、1992年当時と比較して大きく変化しています。COP20では、先進国と温暖化の影響を受けやすい島嶼国などの途上国を含めて全ての国が共通ルールに基づいて温暖化ガスの削減目標を作ることで一致しました。これには、京都議定書では加わらなかった温暖化ガスの二大排出国の一つである米国が2025年には2005年比で26～28%の温暖化ガスの排出削減を、もう一方の中国は2016～2020年の二酸化炭素排出を年100億トン以下に抑制し、2030年前後に排出量を削減傾向へと転化させることを表明したことが大きな影響を与えています。

中国の2016～2020年の二酸化炭素排出抑制の表明は、大気汚染の原因とされる石炭の消費抑制により2013年1月以来の微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)に代表される深刻な大気汚染の改善と地球温暖化の共便益効果をも意図したものと考えられます。中国の2014年の石炭の生産量と消費量は、景気減速の影響もあり減少しています。特に中国の大気汚染はPM<sub>2.5</sub>、オゾン等の越境汚染として我が国にも大きな影響を与えており、中国の地球温暖化対策と大気汚染対策への我が国の技術協力は重要です。

我が国では2013年の温暖化ガス排出量は原子力発電所の稼働停止もあり、過去最大となっていますが、「2030年度までに2013年度比26%減」とする目標を公表しています。我が国における大気汚染対策も、第四次環境基本計画の改訂により地球温暖化対策との共便益性を考慮して進める必要があるとされていますが、PM<sub>2.5</sub>や光化学オキシダント対策も、温暖化対策との共便益性を考慮して進められていくべきであると考えています。また、我が国としては、中国等における大気汚染対策への技術協力は結果として我が国の環境改善に繋がるものであり、更なる協力の推進により、中国における本格的な大気汚染対策の進展を期待したいと思います。

埼玉県環境科学国際センターは、2000年の創設以来、試験研究・環境学習・国際貢献・情報発信の4つの機能を果たし、平成22年度から地球環境・自然共生研究領域(温暖化対策、大気環境、自然環境)、資源循環研究領域(資源循環・廃棄物、化学物質)、水・土壌研究領域(水環境、土壌・地下水・地盤)に改編し、さらに平成25年度からは水・土壌研究領域に環境放射能を担当するグループを置き、温暖化対策や持続可能な社会づくりに向けた強化を行ってきました。

平成27年3月末で15周年を迎えました。そこで、本年度の年報には、15年間のセンターの活動を取りまとめています。今後も当センターの活動や成果を広く県民に知っていただくため、センター講演会、セミナー、ゴールデンウィークや夏休み中の各種イベント、彩の国環境大学、出前講座など幅広い活動を継続してまいります。

当センターの目標を達成するために、関係者皆様のご理解とご支援を仰がなければなりません。本年報をご高覧いただき、当センターの活動について率直なご意見をお寄せ下さいますようお願い申し上げますとともに、さらに高い視点からご指導ご鞭撻を賜うことができれば幸いです。

平成27年7月

埼玉県環境科学国際センター  
総長 坂本 和彦